

**参議院議員通常選挙における
事務従事者用弁当給食業務募集要項（公募型コンペ方式）**

1. 業務内容（詳細は別紙仕様書を参照すること）

（1）業務概要

参議院議員通常選挙にかかる期日前投票事務従事者及び当日投票事務従事者に提供する弁当等を製造し納入する。

（2）納入期間

令和7年7月4日（金）～令和7年7月20日（日）

期日前投票期間：令和7年7月4日（金）～令和7年7月19日（土）
投票日当日：令和7年7月20日（日）

※現時点での日程であり、今後、納入期間については変更となる可能性がある。

（3）納入場所

期日前投票期間：大阪市港区役所6階 選挙管理委員会事務局

投票日当日：区内11投票所及び大阪市港区役所6階 選挙管理委員会事務局

（4）納入数量

期日前投票期間 16日間：各日6食（昼食3食、夕食3食）

投票日当日：136食（昼食68食、夕食68食）

（5）規格等

幕の内弁当、味噌汁等の汁物（容器付き）

（6）契約上限額

1食あたり昼食800円 夕食850円（いずれも税込）

2. 参加資格

次に掲げる条件に該当する者は、本公募型コンペに参加することができる。

- （1）大阪市内に本店または支店、営業所を有すること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- （4）参加申請時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- （5）参加申請時から起算して、過去3年間に食中毒事故の発生がないこと。
- （6）食品衛生法施行令に関する飲食店営業の許可を受けていること。

3. スケジュール

令和 7 年 6 月 18 日（水）	公募開始
令和 7 年 6 月 24 日（火）	企画提案書提出締切
令和 7 年 6 月 26 日（木）	選定結果通知
令和 7 年 7 月 4 日（金）	納入開始

4. 企画提案

（1）提出書類等

必要書類		提出部数	
		正本	副本
①	参加申請書兼価格提案書（様式 1）	1 部	3 部
②	同種業務実績調書（様式 2）	1 部	3 部
③	納入予定弁当のカラー写真 1 日分（様式 3）	1 部	3 部
④	③にかかる献立表（任意様式）	1 部	3 部
⑤	営業許可証の写し	1 部	

※ 正本：事業者名の記載と実印等の押印があるもの

※ 副本：事業者名及び事業者名が特定される表現の記載がないもの

（2）受付期間

令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 6 月 24 日（火）の午前 9 時から午後 5 時 30 分
（ただし、各日午後 0 時 15 分～午後 1 時を除く）

※持参の場合は、開庁日に限る

（3）提出場所

大阪市港区役所 6 階 選挙管理委員会事務局室

※郵送も可だが、上記受付期間必着

（4）失格事由

- ・参加申請者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ・参加申請者が、参加申請受付日から契約締結日までの間に「2. 参加資格」の要件に該当しなくなった場合
- ・審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
 - ①他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ②事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ③応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
 - ④その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（5）その他

- ・提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ・提出された書類の撤回・変更は認めない。
- ・提出された書類に虚偽の記載や本市が不適当と認める記載があった場合は、当

該提案を無効とする。

- ・提出された書類は本事業の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- ・提出された書類は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・企画提案にかかる一切の費用は、提案者の負担とする。

5. 契約相手方の決定

（1）選定方法

提出された書類により、次の項目について審査する。各審査員の合計得点が最も高くかつ最低基準点（100 点満点中 60 点）を満たした提案者を契約相手方とする。なお、各審査員の合計得点が同点の場合は、同点の事業者の内、「安全性」の得点が最も高い提案者を契約相手方とする。「安全性」の得点が同点の場合は、「献立内容」の得点が最も高い提案者を契約相手方とする。

（2）設定項目

- ・安 全 性（30 点）
- ・業務実績（20 点）
- ・献立内容（30 点）
- ・価格の妥当性（20 点）

（3）審査結果の通知等

令和 7 年 6 月 26 日（木）に各提案者あて通知する。審査結果にかかる異議申し立ては一切受付けない。

（4）契約の締結

契約の締結については、投票日が確定した後に行う。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

6. 問い合わせ先

大阪市港区選挙管理委員会事務局 栢木・赤坂

電話：06 - 6576 - 9626

FAX：06 - 6572 - 9511